

(L3-1) 土木学会認定土木技術者資格更新規程

平成18年11月17日	制 定
平成23年3月18日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成26年9月26日	〃
2020年1月17日	〃

(目的)

第1条 「土木学会認定土木技術者資格制度に関する規程」（以下「資格制度規程」という。）
第6条に基づき、土木学会認定土木技術者資格の更新について、必要な事項を定める。

(更新)

第2条 資格の更新を受けようとする者は、有効期間満了年度の1月1日～3月31日までの間に更新の申請を行わなければならない。

2 資格の更新を受けようとする者は、資格更新申請書（様式－1）に、資格の有効期間内に実施した継続教育を証明する書類※1（様式－2）を添えて申請を行う。

3 前項の申請期間内に次に掲げる事由等により申請が出来ない者は、その理由を証明する書類を添えることで申請期間外でも随時申請を行うことが出来る。

(1) 事故又は病気

(2) 海外出張あるいは駐在

4 資格制度規程第7条に該当する者は更新することが出来ない。

(審査、承認)

第3条 資格更新の審査は、特別上級土木技術者資格小委員会、上級土木技術者資格小委員会、1級土木技術者資格小委員会、2級土木技術者資格小委員会の各小委員会が行い、土木技術者資格委員会が承認する。

(更新申請に必要な継続教育単位数)

第4条 資格の更新申請には資格の有効期限内に250単位の継続教育単位(CPD)の取得を必要とする。ただし、特別上級土木技術者資格については、2回目からの更新申請には資格の有効期限内に150単位の取得とする。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成18年11月17日 理事会議決） この規程は、平成18年11月17日から施行する。

附則（平成23年3月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年1月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成26年9月26日 理事会議決） この変更規程は、平成26年9月26日から施行する。

附則（2020年1月17日 理事会議決） この変更規程は、2020年1月17日から施行する。

※1：他機関の発行する証明書については、個々の様式によるものとする。

土木学会認定土木技術者資格制度（様式－1）

土木学会会長 殿

氏名（自署）・印

印

資格更新申請書（案）

資格名（該当する番号に○をつけてください）

- 1：特別上級土木技術者資格
- 2：上級土木技術者資格
- 3：1級土木技術者資格
- 4：2級土木技術者資格

認定証番号：

有効期限： 年 月 日

私は、上記資格認定者として、定められた期限内に必要な継続教育単位（CPD単位）を取得しましたので、上記資格の認定の更新を申請します。

申請年月日： 年 月 日

以上

（注）継続教育システムに登録されたCPD単位について、申請により技術推進機構が発行

継続教育記録登録証明書（見本）

土木 太郎 殿

貴殿のCPD記録については、本会に下記のとおり登録されていることを証明いたします。

会員番号：200599999

対象期間：2001年 4月 1日 ～ 2006年 3月31日

合計CPD単位：250.0

教育分野別CPD単位：

教育分野	記号	単位
I 基礎共通分野	A～F	14.0
II 専門技術分野	G～M	65.0
III 周辺技術分野	N	11.0
IV 総合管理分野	O	160.0
合計	—	250.0

教育形態別CPD単位：

教育形態	番号	単位
I 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加	1～2	15.0
II 論文等への発表	3～7	14.0
III 企業内研修及びOJT	8～9	61.0
IV 技術指導	10～11	50.0
V 業務経験	12～14	50.0
VI その他	15～18	60.0
合計	—	250.0

2011年 月 日

公益社団法人 土木学会 会長